

日記

嘆 願 書

- 一、貸銀額下ヲ取消サレタシ
- 二、今後絶対ニ解雇セサルコト
- 三、強制労働ニ至ル本入ノ意思ニ依リサル仕事ノ切替ヲセサルコト
- 四、工場主ノ都合ニ依リ臨時休業セル場合ハ日給ノ金額ヲ支給スルコト
- 五、給料及拂日ヲ毎月十四日晦日ニ変更スルコト
- 六、工場委員會ヲ設置セラレタシ
- 七、請負單價ヲ明示セラレタシ

以上

勞務第三五二九號

昭和六年八月一日

警視總監 高橋 守 雄

内務大臣 安達 謙 藏 殿  
社 會 局 長 官 殿

第	6. 8. 7
号	2821

深井木工場労働事議解決ノ件

標記爭議ハ七月二十九日再嘆願書ヲ提出シ七月三十日組合代表  
岡田龜吉外八名工場主ト會見折衝ノ結果賃金値下ヲ取消ニ妥協  
解決ニ別記覽書ヲ交換セリ  
右及申(通)報候也

深井木工場